

建設企業常任委員会資料
2025年(令和7年)12月15日
都市局道路安全室交通安全課

自転車への交通反則通告（青切符）制度の導入に合わせた交通安全の取組について

1 目的

近年、全体の交通事故件数は減少しているものの、自転車関連の事故は増加傾向にあり、これらの事故の多くは自転車側の法令違反が原因とされています。この現状を踏まえ、安全な交通環境の確保に向けて、令和8年4月に交通反則通告制度、通称「青切符」が導入されることとなりました。

この制度の導入により、自転車利用者に対する実行性のある責任追及が可能となり、自転車利用者の運転ルールに対する意識向上が期待されます。また、本市では、制度導入による自転車利用者の不安を払拭するため、基本ルールをしっかりと情報発信していきます。すべての道路利用者が自転車の走行について理解を深めることで、より安全かつ快適に利用できる交通環境の整備を図っていきたいと考えています。

2 自転車運転の基本ルール

すべての自転車利用者が守るべき基本的な自転車の交通ルールとして、「自転車安全利用五則」が下表のとおり定められています。

(1) 自転車安全利用五則

1	車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先 (車道の右側通行は逆走となり違反)
2	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3	夜間はライトを点灯
4	飲酒運転は禁止
5	ヘルメットを着用

(2) 自転車利用者の安全に配慮して歩道通行可とする例外

1	13歳未満、70歳以上、または一定の身体障害を有する方が運転する場合
2	著しく自動車の通行量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのため、追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険性がある場合
3	道路工事や連続した駐車車両などのため、車道の左側部分を通行することが困難な場合
4	歩道を通行できる道路標識等がある場合



※上記の通り歩道を通行する場合、車道寄りの徐行、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

3 青切符の概要

(1) 制度導入開始時期・対象年齢

令和8年4月1日・16歳以上

(2) 主な反則行為と反則金

反則行為の種類	反則金（円）	反則行為の種類	反則金（円）
歩道通行、車道の右側通行等	6,000	携帯電話使用等（保持）	12,000
遮断踏切立入り	7,000	イヤホンの使用	5,000
信号無視 赤色等 6,000 点滅 5,000		二人乗り・並進	3,000

(注) 113種類の違反行為が適用範囲（2025年8月13日付 政府広報オンライン参照）

4 青切符制度導入に合わせた交通安全の取組

交通安全に関するソフト・ハード両面の取組を強化することで、安全な交通環境の整備とともに、市民の青切符制度に対する不安の払拭を図ります。

(1) 交通安全教室と啓発活動

年間を通じて歩行者や自転車利用者向けの交通安全教室を開催し、特に高校生を対象とした教室では、自転車運転ルールや青切符制度の理解を深めていきます。また、四季の交通安全運動期間中に開催するイベント等では、警察等関係機関と連携し、自転車の安全運転に特化したブース出展や講座を開催し、地域住民に啓発を行います。

(2) 情報発信

自転車の運転ルールに関する情報を、広報あかしや市ホームページ、明石ケーブルテレビを利用して、広く周知を行います。

(3) インフラ整備

安全に自転車が車道を通行できるよう、自転車専用通行帯等の通行空間の整備を進めます。

5 取組スケジュール

時期	内容
R7年12月	・広報あかし掲載：自転車への青切符導入と安全利用（1回目） ・市ホームページ掲載：自転車への青切符の導入と安全利用
R8年1月～	パンフレットの配布：青切符を含む自転車の安全利用
R8年3月	広報あかし掲載：自転車への青切符の導入と安全利用（2回目）
隨時実施	・交通安全教室による周知（市内中高校10校、高齢者向け、成人向け） ・市独自のチラシの送付・配信（幼保小+公共施設）高校PTAなど ・明石ケーブルテレビ「たこチャンネル11」放映（交通安全運動期間中など）

以 上